

謝金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京都府中市歯科医師会（以下「本会」という）が支払う謝金について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象となる講演)

第2条 謝金の対象となる講演は、本会の業務の遂行にとって必要もしくは有益であると理事会が承認し許可したものとす。

(講師謝金)

第3条 第2条に定める講演等の講師には、対価として謝金を支払うことができる。

(講師謝金の単価)

第4条 講師謝金の単価は講義時間30分を単位として支給し、30分あたり20,000円とする。講義時間に30分未満の端数を生じたときは、30分に切り上げて処理するものとする。1講演当り80,000円を限度とする。理事会の承認により、必要に応じて前項の講師謝金の単価を減額及び増額することができる。

2 前項の単価は、消費税額を含み、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除した後の金額とする。

(交通費及び宿泊費等の実費の支給について)

第5条 謝金対象者の交通費及び宿泊費は前条の単価に含まれるものとし、別途支給は行わない。ただし、理事会で必要と認められたものについては実費相当額を別途支給する。

(改正)

第6条 この規程の改正は理事会にて行う。

(雑則)

第7条 この規定に定めのない事項については、理事会に諮って別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日より適用する。